

重大な事故等への対応

～備えあれば憂いなし、被害を最小限におさえるために～

運輸安全マネジメントのガイドライン項目(8)では、重大な事故等への対応として「重大な事故、自然災害、テロ等の発生に備え、責任者を定め、事故等の応急措置・復旧措置の実施、事故原因・被害の調査分析等に係る責任・権限等の必要事項を明示した対応手順を作成し、社内周知を行い必要に応じて想定シナリオのもと、訓練を実施すること」となっています。

事故に対する処理基準、対応手順書、連絡体制、事故管理規程等に則り、事故発生時の対応マニュアルの浸透を図るとともに、訓練を実施してみます。

その際のポイントとして、**現場**では、●**けが人の救護**
 ●**二次災害の防止** ●**警察・消防等の公的機関への連絡**、**本社**では、○**事故発生時の招集者の明確化** ○**当直者に最新の招集者リストの提供** ○**年1回以上の一斉メールによる緊急参集訓練** 等があげられます。

モードにより取り組み方に相違はありますが、訓練を実施するで、いろいろな課題が見えてくるものです。

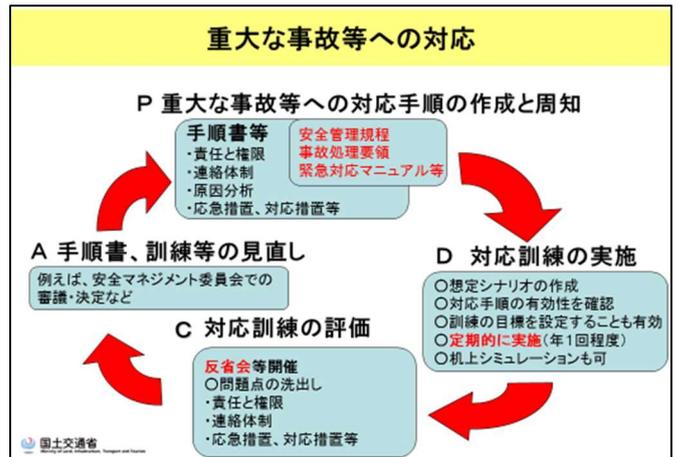


船舶モードでは法定訓練であったり、安全総点検時等で実施する事業者も少なくありません。大規模訓練はなかなか出来ませんが、現場と会社とのやり取りをスムーズに取り合う訓練をするだけでも、事故が起こった時には大変役に立つものです。災害時の船長の負担が大きいので、現場の状況報告は一航士が行うとの役割分担を見直した事例もありました。

自動車モードでは、ある意味、日々の業務対応が実践的訓練のイメージでもあるので、日常業務の中での決まり事にひと工夫を施すことも必要です。

備えあれば、憂いなし！

重大事故等が発生した場合に備えて、あらかじめ初動対応ルールを定めておくとともに、いざ発生した場合にスムーズに対応することで、被害を少しでもおさえることが肝心です。



特に大がかりな訓練に固執する必要はなく、できる範囲で始めてもかまいません。緊急時連絡体制網に基づく机上での訓練であっても、個人の電話番号の間違い、番号変更、必要な連絡網の追加、洗い直し、連絡順位や流れ等を再確認し、病院や関係官署への連絡する直前までの訓練でも実施する意味があります。

鉄道モードでは、年度区切りで大規模総合訓練、保安訓練等が実施されていますが、非常時での対応マニュアルにない、想定外の事象に対する当事者の柔軟な行動を採ることも求められてきています。

重大な事故等への対応 ガイドライン本文

(8) 重大な事故等への対応

- 1) 事業者は、事業者全体として対応しなければならないような程度・規模の重大な事故等(通常の事故等の対応措置では対処できない事故・自然災害、★テロ等)が発生した場合に備え、(5)で定めた責任・権限を超えて適切かつ柔軟に必要な措置を講じることができるよう、その**責任者を定め、事故等の応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析等に係る責任・権限等必要な事項を明らかにした対応手順を定め、事業者内部へ周知する。**
- 2) 1)の対応手順は、**いたずらに複雑かつ厳密な手順とならないようにする。**
- 3) 事業者は、重大な事故等の発生時には、事故等発生の際速に関係する要員に伝達するとともに、適宜、事故等の内容、事故等の原因、再発防止策等を伝達し、全組織で迅速かつ的確な対応を図る。
- 4) 事業者は、1)の対応手順を実効的なものとするため、必要に応じて、**事業者の事業規模、事業内容に応じた想定シナリオを作成し、定期的に全社的な重大事故等対応訓練(情報伝達訓練や机上シミュレーションを含む。)を行う。**
- 5) 事業者は、必要に応じて、4)の訓練や過去対応した事故対応経験における**反省点、課題等を取りまとめ、1)の対応手順、事故対応のための組織・人員体制、事故対応設備・資機材等の見直し・改善を図る。**